

岐阜県議会議員選挙 4月9日(日)

期日前投票は4月1日(土)～8日(土)



今回の選挙は、向こう4年間の県政を託す代表者を選ぶ大切な選挙です。貴重な権利をむだにしないよう、みんなそろって投票に出かけましょう。

投票日・投票所

投票日時 4月9日(日) 午前7時～午後8時

投票場所

第一投票区
笠松中央公民館 集会室
(常盤町6番地)

第二投票区
松枝公民館
(長池292番地)

第三投票区
総合会館
(中野229番地)



開票 4月9日(日) 午後9時～ 笠松中央公民館 3階大ホール

期日前投票

投票日当日に仕事などで投票所へ行くことができない方は、期日前投票ができます。

投票期間 4月1日(土)～8日(土)

投票時間 午前8時30分～午後8時

投票場所 笠松町役場 1階住民課ロビー

期日前投票をする場合は、入場券の宣誓書に投票する日、生年月日、氏名、現住所を記入のうえ、入場券と宣誓書は切り離さずお持ちください。

新型コロナウイルス感染症対策として、期日前投票所での密集を防ぐため、宣誓書はご自宅で事前に記入をお願いします。

また、入場券が届いていない場合でも、期日前投票所で宣誓書を記入して投票ができます。

投票できる方

平成17年4月10日以前に生まれた方で、令和4年12月30日以前に住民登録をした方。

令和5年3月11日以降に転居(町内の引越し)した方は、転居前の投票区で投票できます。

投票所入場券

3月31日(金)に発送します

有権者の氏名が内側に記載(4人まで連記)してありますので、ミシン目(切り取り線)で切り離して投票所へお持ちください。

なお、入場券と一体になっている宣誓書は切り離さずお持ちください。

入場券をなくしたときでも投票はできますので、投票所で係員にお申し出ください。

一 投票所の新型コロナウイルス感染症対策について 一

投票所では、ボールペンや記載台などの消毒、事務従事者のマスク着用など、新型コロナウイルス感染症対策を徹底します。

なお、持参いただいた黒ボールペン、鉛筆などで投票用紙に記入することもできます。



不在者投票

●郵便による投票

身体障害者手帳、介護保険被保険者証などを持っている方で、次の要件に該当する方は、郵便による不在者投票をすることができます。事前に証明書の交付が必要となりますので、詳しくは町選挙管理委員会までお問い合わせください。

| 身体障害者手帳 | 障がいの程度 | | |
|---------------------------|--------|----|----|
| | 1級 | 2級 | 3級 |
| 両下肢、体幹、移動機能の障がい | ○ | ○ | × |
| 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい | ○ | △ | ○ |
| 免疫、肝臓の障がい | ○ | ○ | ○ |

| 戦傷病者手帳 | 障がいの程度 | | | |
|------------------------------|--------|------|------|------|
| | 特別項症 | 第1項症 | 第2項症 | 第3項症 |
| 両下肢、体幹の障がい | ○ | ○ | ○ | × |
| 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 介護保険被保険者証 | 要介護状態区分 | | | | |
|-----------|---------|------|------|------|------|
| | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| | × | × | × | × | ○ |

●指定施設や滞在地での投票

病院や老人ホームなどの指定施設で投票する方や、一時的に遠方に滞在していて笠松町以外で投票する方は、町選挙管理委員会に投票用紙を請求し不在者投票をすることができます。

岡町選挙管理委員会(総務課内) ☎388-1111

つみきとえいご
笠松双葉幼稚園
 〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66
 TEL:058-387-9155
<http://www.tsumiki.ed.jp>

松波総合病院
 ●まつなみ健康増進クリニック
 ●人間ドック・健診センター
 ●人工透析センター
 ●まつなみリサーチパーク(医学研究所)
 ●松波総合病院介護老人保健施設
 ●まつなみ訪問介護ステーション
 ●まつなみ訪問看護ステーション
 ●松波総合病院居宅介護支援事業所
 ●まつなみケアプランセンター
TEL 058-388-0111(代)
<http://www.matsunami-hsp.or.jp>